

企業の労働時間管理

～労働時間の適正化と過重労働防止対策～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会
(一社) 新宿労働基準協会・(一社) 池袋労働基準協会
王子労働基準協会・向島労働基準協会

平成28年2月26日東京労働局発表(当協会会報3月号掲載)の「過重労働解消重点監督」結果で55.7%の事業場で違法な時間外労働が指摘されています。一方、長時間労働を抑制し労働者の健康を確保しつつ効率的に働くことができる環境の整備を内容とする「労働基準法の一部改正」が国会で審議されています。

労務管理の重点である労働時間管理について法規制の内容、法令を遵守した適正な労働時間管理(ブラック企業と言われないために)の実際について講習会を開催します。

記

- 1 日時 平成29年1月19日(木) 13:15～16:15 (開場・受付は12:45～)
- 2 会場 三田労働基準協会ビル 1階研修センター
港区芝4-4-5 (裏面案内図参照)
- 3 講師 北岡 大介 氏 社会保険労務士、駒澤大学法学部非常勤講師
(元労働基準監督官)
- 4 内容 ①ニッポン一億総活躍プランにおける長時間労働の抑制
②労働基準監督署の立入調査基準を月80時間の法定時間外労働に引下げ
③様々な労働時間制(変形労働時間、みなし労働時間、裁量労働)
④不要な長時間労働を防ぐための取組(事例紹介)
⑤最近の労働基準監督署調査状況と指導傾向
⑥労働基準監督署の調査に対する的確な対応
- 5 受講料(消費税・資料代含む) 会員 4,000円 それ以外の方 5,000円
- 6 定員 34名
- 7 申込方法等

- ①受講申込:裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2 週間以内(到着から 1 月 12 日まで 2 週間ない場合は 1 月 12 日(木)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝 4-4-5
・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい(例 0119 〇〇カイヤ等)			

- ③受講の取消:1月12日(木)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

- ④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

- 8 問い合わせ先(一社)三田労働基準協会 港区芝 4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話:03-3451-0901 FAX:03-3451-7692

*この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋、王子、向島労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。